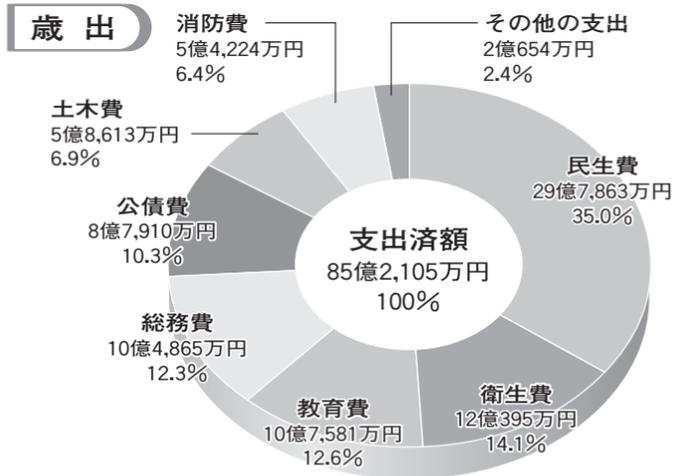
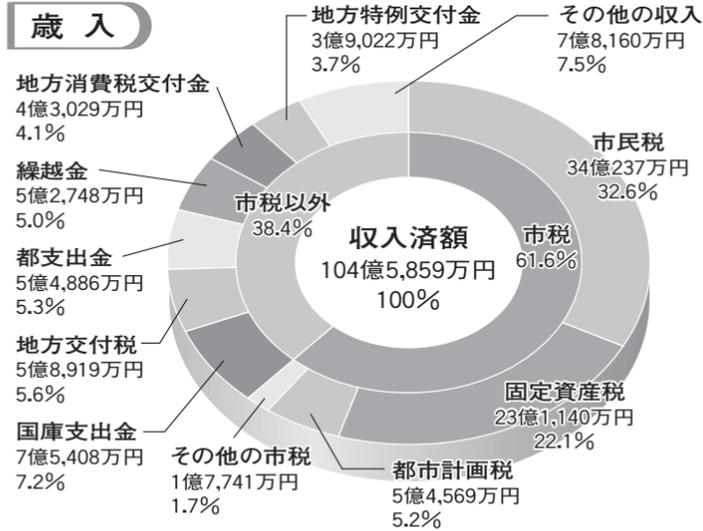


平成  
18年度

# 上半期の財政状況

## 一般会計予算現額 226億8,449万円

### 一般会計予算執行済額の内訳



### 各会計予算の執行状況 (単位: 万円、%)

会計名	区分	歳入・歳出 予算現額	収入済額	支出済額	収入率	支出率
一般会計		226億8,449	104億5,859	85億2,105	46.1	37.6
特別会計合計		186億2,850	63億400	73億9,541	33.8	39.7
国民健康保険特別会計		75億5,044	21億6,575	31億4,236	28.7	41.6
老人保健医療特別会計		51億1,465	21億2,869	22億3,637	41.6	43.7
介護保険特別会計		34億6,750	13億6,285	13億3,915	39.3	38.6
公共下水道特別会計		18億1,124	4億5,444	4億9,298	25.1	27.2
駐車場事業特別会計		6,539	1,501	2,366	23.0	36.2
受託水道事業特別会計		6億1,928	1億7,726	1億6,089	28.6	26.0
合計		413億1,299	167億6,259	159億1,646	40.6	38.5

市の財政の実態を、市民の皆さんに広く正しく理解していただくため、年2回(6月と12月)財政状況をお知らせしています。

今回は、平成18年度上半期(平成18年9月30日現在)の財政状況についてお知らせします。

〔問い合わせ〕企画経営室

#### ■一般会計

18年度の当初予算額は223億7,800万円でしたが、その後2回の補正により3億649万円を増額して、予算現額は226億8,449万円となっています。

歳入と歳出に分けた上半期の執行状況は左図(一般会計予算執行済額の内訳)のとおりです。

収入済額は104億5,859万円で、予算現額に対し46.1%の収入率になっています。収入の主なものは、市税が最も多く、収入済額全体の61.6%を占め、次いで、国庫支出金、地方交付税、都支出金の順になっています。

また、支出済額は85億2,105万円で、予算現額に対し37.6%の支出率になっています。支出の主なものは、民生費が最も多く、支出済額全体の35.0%を占め、次いで、衛生費、教育費、総務費、公債費、土木費の順になっています。

#### ■特別会計

18年度の各特別会計予算の執行状況は、別表(各会計予算の執行状況)のとおりです。

### 市有財産

土地	322,090㎡	
建物	122,546㎡	
基金		
(1)財政調整基金		7,026万円
(2)減債基金		1,076万円
(3)清掃施設建設基金		1,424万円
(4)保健福祉施設等建設基金		1,551万円
(5)都市整備事業基金		306万円
(6)博物館建設基金		9,291万円
(7)緑化基金		2億5,395万円
(8)図書館建設基金		2,051万円
(9)土地開発基金		2,030万円
現金		1万円
土地		2,029万円
(10)国民健康保険高額療養費資金貸付基金		400万円
現金		400万円
貸付金		0万円
(11)国民健康保険事業運営基金		51万円
(12)介護保険給付費準備基金		7,662万円

### ■市民のご意見・市の考え方(条例の一部改正素案に対するもの)

市民のご意見	市の考え方
市民参加提案制度の提案対象について 「提案対象は基本条例5条1項に適合する事業が対象で、市が実施しようとしている事業」とは何か具体的に示して欲しい。	条例第5条第1項の趣旨は、行政活動において市民参加の手続きを実施しなければならない対象を具体的に規定し、市民参加を行うべき行政活動が本条を持って明確になっていることで、各実施機関の長は、条例第5条第1項第1号から第4号までの行政活動を行うにあたって、市民参加の手続きを実施する責務を負うことになっています。
「市民参加の手続きを実施している時は、その他の市民参加の手続きを提案することができる」とはどういうことなのか。	現在行っている市民参加の手続き(例えば審議会等への公募市民の参加)以外に、そのほかの市民参加の方法(例えばパブリックコメントや市民フォーラムの開催)を行うように提案することができるというものです。
提案者について、30人以上の提案者の署名が必要となっているが個人の提案を尊重して取り入れようという意欲があるなら、もっと軽減すべきだと思う。	審議会でも、何人にすべきか議論されましたが、個人的な意見でもなく、また、責任ある意見として提案できるようにということで30人となりました。なお、30人という人数は提案者の提案内容についての賛同者数を示すもので、団体等のメンバー数を示すものではありません。

市民のご意見	市の考え方
提案内容が提案対象に適合しているかについての審議委員会は審議するというものか。	そのとおりです。基本条例第5条第1項に適合する事業に対する市民参加の手続きを提案しているかどうかを審議するもので、その結果を市長に答申するものです。市が採用・不採用を決定し、その結果については、当然のことながら公表の対象となります。
市民協働について、団体だけではなく個人とも協働できるべきではないか。	条例第2条第2号において、市民協働とは市の実施機関と市民公益活動を行う団体が行うことと定義されています。また、条例第2条第6号において、団体とは一定の規約を有する特定非営利活動法人、社団法人、財団法人、社会福祉法人、消費生活協同組合、その他の市民活動を行うことを主たる目的とした法人、又は法人格を有しないがそれらに準ずる営利を目的としない団体と定義されています。市民協働については、その担い手は市民公益活動を行う団体としました。個人の場合、病気にかかったり、転居などの事情によって活動が中断・終了してしまうことも考えられ、その継続性に不安があるため、この条例の対象とするのはふさわしくないと判断したためです。

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例の一部改正素案に関するパブリックコメント実施結果(概要)

〔意見提出期間〕10月15日(日)～11月13日(月)

〔対象者〕市内在住・在学・在勤者および市内に事務所または事業所を有する者

〔提出方法〕市民協働課へ持参、郵送、または市ホームページから専用フォームで提出

〔意見提出者〕2人

〔問い合わせ〕市民協働課